

報告第一号

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の
専決処分をしたことについて

右の報告をする。

平成十六年二月二十日

提出者 杉並区長 山田 宏

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の
専決処分をしたことについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により指定された
契約金額の増減について左記のとおり専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告
する。

記

一 件名及び契約 平成十五年第二回杉並区議会定例会において議案第四十七号によ
金額の増減 り議決を得た「仮称荻窪南口地下通路整備工事」

変更前の契約金額 金三億八千百十五万円

変更後の契約金額 金三億八千百十九万六千二百円

契約金額の増減 金四万六千二百円増

二 変更理由

工事着手後、営団地下鉄躯体、東京電力高圧ケーブル等の地下埋設物の位置が設計調査時と相違していることにより設計変更が必要になったため。

三 専決年月日

平成十六年一月二十三日